

令和6年度介護報酬改定に関する質疑応答集(松原市版)

サービス	概要	質問	回答
1 全サービス共通	届出の必要性について	報酬改定において新設・改定される加算の算定は行わないが、届出は必要か。	加算の算定を行わない場合でも「算定なし」として届出が必要です。また、業務継続計画策定の有無や高齢者虐待防止措置実施の有無など、減算に関する体制の確認についても届出事項に含まれています。なお、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び総合事業の緩和型サービスについては、届出が必要となる改定事項がないため不要です。
2 全サービス共通	届出の方法について	所管部署が異なるまたは処遇改善計画書の作成依頼を受けている別法人等のため、加算届と処遇改善計画書を別々に提出したい。	加算届のみを提出することは可能ですが、処遇改善計画書のみを提出することは提出フォームの構造上できないため、原則として合わせてご提出ください。ご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。
3 全サービス共通	届出不要の加算について	算定を検討している新設、改定される加算があるが、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表に当該加算が記載されていない。	算定に関する基準において「別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定〇〇〇事業所において」というように、届け出ることが算定の要件となっている加算のみが体制等状況一覧表に記載されています。(一部例外あり) 訪問介護等の初回加算のように、届け出ることが要件になっていない加算は算定要件を満たしていることが確認できれば算定して差し支えありません。
4 全サービス共通	利用者への説明と同意について	報酬改定に伴う基本報酬・既存加算における単位数の増減及び新設・改定される加算の算定について、当該変更内容を踏まえて利用者との契約の再締結や重要事項説明書の再交付を行う、または変更についての同意書を頂く必要などはあるか。	当該変更内容について利用者に説明を行い、同意を得た旨を記録していれば、その方法等については事業所の判断で選択していただいて差し支えありません。ただし、利用者へ伝達したことが明確にわかるように、少なくとも通知文書等はお渡しする(電子メール等による電磁的方法を含む)ことが望ましい。
5 訪問介護	同一建物減算の12%減算について	同一敷地内建物等に居住する者へのサービス提供割合が既に90%以上になっているが、4月1日から12%減算が適用されるのか。また、令和6年度当初の届出時点で別紙10による実績の確認と届出は必要か。	同一建物減算の新区分である12%減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)については、令和6年度のみ取扱いとして、前期刊定期間を令和6年4月1日から9月30日とし、減算適用期間を令和6年11月1日から令和7年3月31日までとする取扱いが、留意事項通知及びQ&A(Vol.1)にて示されており、従って、令和6年4月1日改正に係る届出において12%減算が適用されることはありませんので、別紙10を提出する必要はありません。 【参考】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(介護保険最新情報Vol.1213別紙1)P13～P15 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問9
6 居宅介護支援	居宅介護支援費(Ⅱ)について	従前の「情報通信機器等の活用等の体制」を継続していれば、引き続き居宅介護支援費(Ⅱ)を算定することは可能か。	居宅介護支援費(Ⅱ)の算定要件は、令和6年度介護報酬改定において従前要件の「情報通信機器等の活用または事務職員の配置」から、「ケアプラットフォーム連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」に変更されたため、新要件を満たしていない限り算定することはできません。なお、従前の要件と異なりシステム活用と事務職員配置の両方を満たす必要があることにご留意願います。

令和6年度介護報酬改定に関する質疑応答集(松原市版)

サービス	概要	質問	回答
7 居宅介護支援	対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更に係るケアプランの取り扱いについて	選択制の対象となる福祉用具について、令和6年度改定以前から福祉用具貸与にて利用していたものを特定福祉用具販売に変更する場合、サービス担当者会議を開催した上でケアプランを変更する必要があるか、それとも軽微な変更で対応可能か。	<p>利用者の状態及び目標等に大きな変化がみられない場合であって、同一の対象福祉用具又は同一種目における機能の変化を伴わない用具に変更する場合であれば、軽微な変更該当するものと考えられます。ただし、その場合であっても基準解釈通知及びQ&A(Vol.1)に示されている対応はとる必要があります。(福祉用具事業者との連携、利用者の選択に当たって必要な情報の提供、医師等の意見聴取等)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(介護保険最新情報Vol.1213別紙12)P14 ・令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問99、問101、問112 ・居宅介護支援に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて(介護保険最新情報Vol.959/Vol.1213別紙21)
8 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設	高齢者施設等感染対策向上加算について	高齢者施設等感染対策向上加算の算定要件として、(Ⅰ)は「感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に一年に一回以上参加していること。」とされており、(Ⅱ)は「感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、三年に一回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。」とされているが、当該研修等を受けた後に算定することになるのか。	<p>当該研修等の実施予定時期を定めていれば、実施前であっても算定可能です。高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙35)に記載する実施日は、予定年月日を記載してください。</p> <p>なお、当該加算に限らず「少なくとも〇年(月)に一回以上、〇〇〇を開催すること」といった趣旨の要件がある加算については、開催スケジュールをあらかじめ定めておくことで算定が可能です。ただし、開催しなかった場合は返還が必要となることにご留意願います。</p>